

平成20年11月28日
農林水産省

輸入時に発生した食品衛生法違反の輸入米穀の調査結果について

1 経緯

平成14年度から平成19年度の間に輸入された米穀のうち、検疫所の検査により食品衛生法違反（既に公表済みのアセタミプリドのケースを除いて、残留農薬基準を超えるものはない）となり、輸入商社の選択により非食用として輸入されたものが、非食用として適正に処理されたかどうかについて、厚生労働省と農林水産省が連携して調査を行った。

2 調査結果

調査期間において、食品衛生法違反となった輸入米穀のうち、既に一斉点検調査において調査を実施したもの（815トン）を除いた調査結果は、次のとおり。

なお、14年度輸入分については既に5年以上が経過し、倉庫業者、飼料加工業者などの関係帳票類が廃棄されており、調査・確認することが困難であった（632トン）。

（1）輸入商社、倉庫業者等の荷渡指図書、出庫伝票及び工場までの輸送指示書と飼料加工業者の搬入台帳、加工台帳、会計伝票等を照合し、飼料用として使用されたことを確認した（5,251トン）。

（2）輸入商社からの流通先が警察の捜査対象となっているため、調査・確認ができなかった数量（これについては、警察の捜査の進展を見守り調査可能となった段階で調査する予定（141トン））
(なお、当該米穀については、カビ毒は検出されていない。)

（3）輸入商社からの流通先の飼料加工業者において、16年度以前の関係帳票類が廃棄されており、調査・確認することが困難であった（256トン）。

（当該業者の17年度以降の分については、飼料用として使用されたことを確認しており、その数量は（1）の確認数量に含まれる。）